

令和2年6月10日

各務原市内介護サービス事業所 各位

いつもお世話になります。各務原市介護保険課施設指導係長の大丸です。  
日々新型コロナウイルス感染症の感染防止に御尽力頂き誠にありがとうございます。  
ます。

介護保険最新情報 Vol.842（第12報）にて示された、通所系と短期入所系サ  
ービス事業所における介護報酬算定の特例について各務原市における取扱いを  
まとめましたので通知します。

なお通知の中でも触れましたが、今回区分支給限度基準額は変更されていま  
せん。自己負担額をオーバーするケースも考えられますので後々トラブルになら  
ないよう配慮をお願いします。

また今回介護支援専門員の方におかれましては事務処理の負荷をお掛けするこ  
とになり誠に申し訳ございませんがご理解ご協力のほどよろしく願いいたし  
ます。

= \* \* \* \* \* =

岐阜県各務原市 健康福祉部 介護保険課  
施設指導係長 大丸 隆志

TEL : 058-383-2067 FAX : 058-383-6365 (代)

E-Mail : [kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp) (代)

= \* \* \* \* \* =